

# キャリア福祉カレッジ 実務者研修

## ○専門実践教育訓練給付制度とは

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額が支給される雇用保険の給付制度です。

### 支給対象者

#### ○一般被保険者 (お仕事をしている方)

・受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

#### ○一般被保険者であった方 (退職された方)

・一般被保険者でなくなった日から1年以内で、かつ受講開始日の時点で雇用保険の一般被保険者であった期間が通算2年以上の方

※教育訓練給付金支給を希望の方は、受講前にお近くのハローワークにて『支給要件照会』有無をあらかじめご確認ください。

### 給付金について

令和6年10月から 専門実践教育訓練給付金が拡充されます。給付率を、70%から80%に引き上げ。

- ①教育訓練の受講修了後、教育訓練施設に支払った教育訓練経費授業料などの①50%が支給されます。
- ②さらに、受講修了後、介護福祉士資格を取得し、1年以内に一般被保険者として雇用された場合、教育訓練経費の②20%が追加で支給されます。
- ③上記①②に加えて受講終了後受講開始前の賃金 と比較して5%以上上昇した場合③10%追加で支給されます。

※令和6年10月1日以降に受講を開始する方

### 《訓練校名》キャリア福祉カレッジ 【キャンペーン価格】

《訓練コース名》	訓練期間	《指定番号》	受講料 (税込)	《①初回》 50%支給	《②追加》 20%支給	《③追加》 10%支給
介護福祉士実務者研修通信コース (無資格)	6ヶ月	3710019-2020011-1	100,000 円	50,000 円	(20,000 円)	(10,000 円)
介護福祉士実務者研修通信コース (介護職員初任者研修修了)	4ヶ月	3710019-2020021-4	80,000 円	40,000 円	(16,000 円)	(8,000 円)
介護福祉士実務者研修通信コース (訪問介護員2級修了)	4ヶ月	3710019-2020031-7	80,000 円	40,000 円	(16,000 円)	(8,000 円)

## ご利用の流れ

## ① 受講前の手続きをする。

受講開始日の2週間前までにハローワークに必要書類(※)を提出し、支給申請をします。

「ジョブ・カード」(キャリアコンサルティングを受けて発行してもらいます。)の作成が必要となります。

2週間ほど期日を要しますので余裕をもって行ってください。

## ② キャリア福祉カレッジにて「実務者研修」受講手続き

## ③ 受講終了後1ヶ月以内にハローワークに支給申請をする。(申請書類はキャリア福祉カレッジにて準備します。)→受講料の50%支給

## ④ 介護福祉士に合格し、かつ就職している場合、ハローワークに必要書類を提出 受講料の20%支給

## ⑤ 上記①②に加えて受講終了後受講開始前の賃金と比較して5%以上受講料の10%支給

※《訓練校名》キャリア福祉カレッジ 《訓練コース名》《指定番号》は表面、表からご確認ください

受講コース	資格	教室	訓練期間	《訓練開講日》	《訓練修了日》
1月コース	無資格	高松	6ヶ月	1月1日	6月30日
3月短期コース	初任者研修／訪問介護員2級		4ヶ月	3月1日	
2月コース	無資格	善通寺	6ヶ月	2月1日	7月31日
4月短期コース	初任者研修／訪問介護員2級		4ヶ月	4月1日	
3月コース	無資格	高松	6ヶ月	3月1日	8月31日
5月短期コース	初任者研修／訪問介護員2級		4ヶ月	5月1日	
4月コース	無資格	丸亀	6ヶ月	4月1日	9月30日
6月短期コース	初任者研修／訪問介護員2級		4ヶ月	6月1日	
5月コース	無資格	高松	6ヶ月	5月1日	10月31日
7月短期コース	初任者研修／訪問介護員2級		4ヶ月	7月1日	
7月コース	無資格	善通寺	6ヶ月	7月1日	12月31日
9月短期コース	初任者研修／訪問介護員2級		4ヶ月	9月1日	
9月コース	無資格	高松	6ヶ月	9月1日	2月28日
11月短期コース	初任者研修／訪問介護員2級		4ヶ月	11月1日	
11月コース	無資格	丸亀	6ヶ月	11月1日	4月30日
1月短期コース	初任者研修／訪問介護員2級		4ヶ月	1月1日	